

市会議案第 30 号

北方領土返還運動の促進に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 15 日提出

吹田市議会議員 澤田 直己

同 藤木 栄亮

同 斎藤 晃

北方領土返還運動の促進に関する意見書（案）

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土は、日本人が住み続けてきた我が国固有の領土であるが、昭和20年（1945年）8月に我が国がポツダム宣言を受諾した直後にソ連軍により不法占拠されてから70年もの年月が経過した。生まれ故郷を追われた元島民の方々の長きにわたる御労苦や、故郷を思う心情は察するに余りある。北方領土問題は、我が国の主権に関わる重大な問題であり、これらの返還は国民の一致した願いである。また、元島民の方々の高齢化も進んでいることから、一刻も早い返還が切実に望まれる。

そのような中、近年、ロシアは不法占拠中の北方領土への、首相などロシア政府高官の相次ぐ訪問、外国資本誘致の呼び掛け、軍事施設建設の示唆など、問題のある言動を繰り返しているが、断じて看過できるものではなく、日本政府は毅然とした態度で抗議すべきである。

一方で、北方領土が我が国に速やかに返還され、日露両国間で平和条約を締結し、真の信頼・友好関係が築かれることを目指し、日露間の対話は途絶えさせることなく続けるべきである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、北方領土の早期返還に向け、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記

- 1 ロシアとの平和条約締結、北方領土問題の交渉の場を設け、歴史的・法的事実を原則とし、北方領土の帰属問題の解決と返還なしに経済協力はあり得ないという立場を貫き、早期返還に向けて更なる努力を行うこと。
- 2 北方領土は我が国固有の領土であることの正当性を国際社会に訴えていくとともに、経済・文化交流等を通じたロシアとの信頼醸成、元島民等に対する支援及び返還に向けた世論の喚起などに取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

吹 田 市 議 会